

**令和7年度 公正採用選考人権啓発優良事業所及び  
優良公正採用選考人権啓発推進員知事表彰 受賞事業所及び受賞推進員一覧**

(敬称略、順不同)

**(1)公正採用選考人権啓発優良事業所**

- 株式会社福岡中央銀行（福岡市中央区）
- 株式会社安川電機 行橋事業所（行橋市）
- 九州指月株式会社（嘉麻市）
- ヤンマーロジスティクス株式会社 福岡事業所（筑後市）

**(2)優良公正採用選考人権啓発推進員**

- 壱岐 宜文（いき よしふみ）【株式会社福岡中央銀行（福岡市中央区）】
- 太田 かつよ（おおた かつよ）【九電ネクスト株式会社 行橋営業所（行橋市）】
- 石崎 昇（いしざき のぼる）【九州指月株式会社（嘉麻市）】
- 大塚 貞雄（おおつか さだお）【医療法人 広川病院（八女郡広川町）】

**<表彰の対象>**

表彰は、公共職業安定所長が推薦したもののうちから、次の区分に従い知事が審査の上、決定する。

- (1)公正採用選考人権啓発優良事業所
- (2)優良公正採用選考人権啓発推進員

**<表彰の基準>**

表彰の基準となるものは、表彰の区分毎に次のいずれにも該当するものとする。

- (1)公正採用選考人権啓発優良事業所

ア 当該事業所が過去2年以上にわたり、創意工夫された効果的な同和問題研修等を実施し、明るく働きやすい職場作りに努めていること。

　　なお、労務管理にも万全を期し、自らの責任による労働災害を起こしていないこと、労働関係法令に違反したことがないこと等、知事表彰にふさわしい要件を併せて有すること。

- イ 当該事業所が過去2年以上にわたり、適正な採用、選考システムを確立し、公正な採用選考が実施されていること。

- (2)優良公正採用選考人権啓発推進員

ア 企業内及び地域での同和問題研修等に積極的に取り組み、また、自らも研修会等の講師として活躍するなど、他の啓発推進員の模範となっていること。

イ 当該事業所における啓発推進員としての選任期間が前年12月末において、おおむね2年以上あり、知事表彰を受けるにふさわしい人物であること。